

2. 景観チェックリストB（基本的事項） 及び景観チェックリストC（事業段階別）

2. 1 景観チェックリストの概要

（1）景観チェックリストの作成

事務所等は、重点検討事業と一般検討事業について、景観チェックリストを作成する。また、各事業の計画段階から維持管理段階に至るすべての段階において作成する。

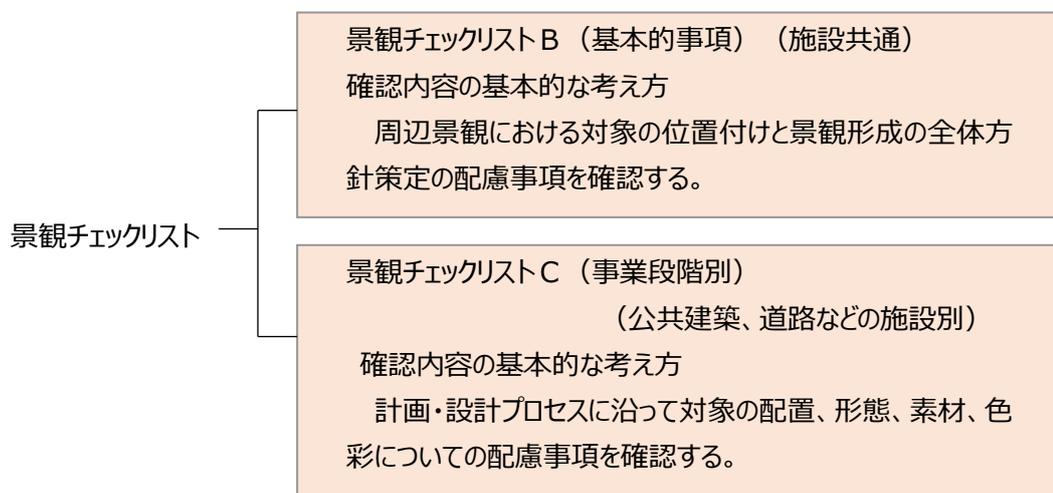
事業の進捗によって設計段階、維持管理段階にある場合は、当該事業段階から景観チェックリストを作成する。なお、当該事業段階以前の景観チェックリストは、既に検討されている結果等についてとりまとめることが望ましい。維持管理段階においては、沖縄での社会資本ストックの維持管理上の課題（塩害、維持管理コスト等）を踏まえて、今後の沖縄観光、亜熱帯性、環境保全、コスト縮減、地元市町村との連携、住民参加等に配慮して、新規に景観形成の方針を立てることが必要であるため、景観チェックリストで確認する。

事業完了後、他機関（他部局、港湾管理組合など）に管理を移管する事業については、維持管理にあたっての申し送り事項を要望書として作成し、設計思想を引き継ぐこと。

（2）景観チェックリストの構成

景観チェックリストは、全施設共通の景観チェックリストB（基本的事項）と施設ごとの景観チェックリストC（事業段階別）の構成とする。

景観チェックリストは、公共建築や道路、港湾などのほぼ全ての施設に共通で用いる景観チェックリストB（基本的事項）、施設ごとに事業段階別で作成する景観チェックリストC（事業段階別）の2部構成とする。



2. 2 基本的事項の確認事項

(1) 基本的事項の目的と主な検討事項

<p>基本的事項の検討の目的 「景観デザインの目標とする対象の整備イメージ（目標像）を明らかにすること」</p>
<p>主な検討事項と手順</p> <p>step1 地域を知る（敷地及び敷地周辺の特性を把握） step2 分析する（目標像立案にあたっての配慮事項の抽出（対象の5W1H）） step3 目標像をつくる（コンセプトと具体的な方針の立案）</p>

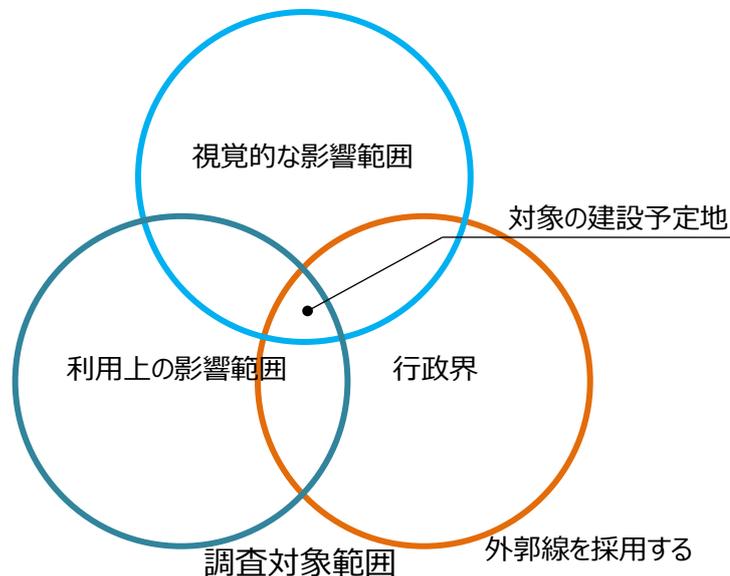
景観デザインの目標像の立案

- ・ デザインのように、問題解決の最適解が無い分野、或いは、まとめ方に多くの可能性を有する分野では、最初にテーマの発見が不可欠である。
- ・ 景観デザインにおいても、デザイン検討のゴールを示す目標像を、次の3ステップ（段階）で立案する。

主な検討事項と手順

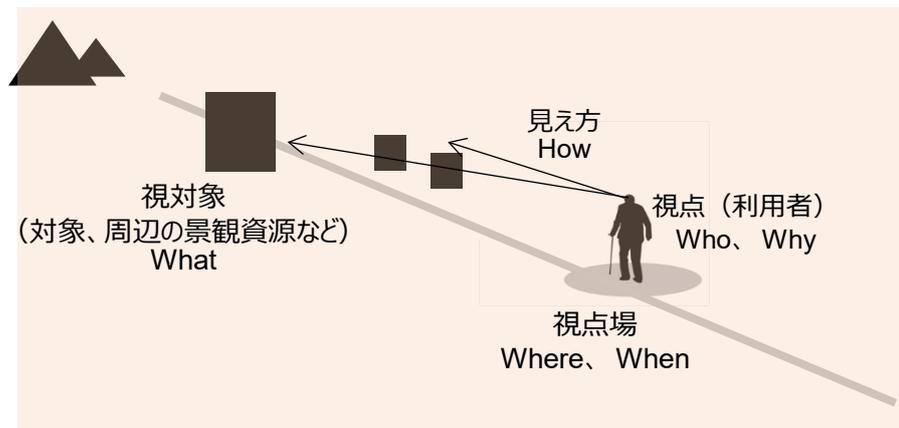
step1 地域を知る（敷地及び敷地周辺の特性の把握）

- ・ 「沖縄らしさ」というものは、自然環境や暮らし方、風景などの違いにより、北部・中部・南部など、その場所ごとで異なるものであるため、対象地域の「その場所らしさ」を把握し、今の建物や風景を残していくことが「沖縄らしさ」の創出につながる。
- ・ そのため、その地域の特性を知ることができるよう、対象地域の「土地利用」、「地歴」、「上位・関連計画」、「関連事業」、「法規制」の現況について調査し、ゾーニング図などに取りまとめる。
- ・ 調査範囲の設定は、対象の「視覚的な影響範囲」、「利用上の影響範囲」、「市町村の行政界」の観点から設定し、その最大値をとることが基本となる。



step2 分析する（目標像立案にあたっての配慮事項の抽出（対象の5W1H））

- ・ 「step1 地域を知る」で把握した地域特性や「step2 分析する」で把握した景観資源や視点場などの情報も加えて分析し、対象の整備イメージ（目標像）を立案の足掛かりとなる景観デザインの配慮事項の抽出を行う。
- ・ ここで言う配慮事項とは、いわゆる「問題解決のための5W1H」であり、景観デザインの場合は、視点（誰が、いつ、どのような目的で）、視点場（何処で）、視対象（何を）、見え方（どのように見えるか）が相当する。
- ・ 敷地及び敷地周辺の特徴の調査結果を踏まえ、代表的な視点場を抽出し、対象を含む景観の全体を予測し、対象の整備が与える影響とデザインにあたっての留意点などについて取りまとめる。



景観デザインの5W1Hの概念

step3 目標像をつくる（コンセプトと具体的な方針の立案）

- ・ 「step1 地域を知る」及び「step2 分析する」を踏まえ、後述する対比調和や同質調和といった大きな方向性を検討した上で、景観デザインのコンセプトと具的な方針を立案する。
- ・ 計画から設計まで多くの人に関わるため、共通のイメージが持て手戻りも少なくなるよう、コンセプトや方針を明文化するとともに、具体的な整備イメージ（類似のイメージ写真など）を添付して視覚的に示し、関係者との協議や合意形成を円滑に進める。

(2) 基本的事項の確認における留意点

基本的事項のチェックにあたっては、次の3点が各工程共通の留意点になる。

- ① 効果的な調査方法か
- ② 検討は論理的か
- ③ 資料はわかりやすいか

① 効果的な調査方法か

調査のための調査とならないよう、「(5) 基本的事項の確認事項」の解説をよく確認すること。(つまり、無駄な情報の収集はしないということ。これでは不足だと思われる時点で、適宜、調査の項目の中から必要事項を選びだし、情報を追加するような柔軟性が求められる。)

また、地元市町村へのヒアリングをうまく活用することも重要で、文献にはなかなかない今のその場の使われ方などの「活きた情報」なども手に入れることができる。

② 検討は論理的か

技術と異なり景観デザインの検討では、目標設定や結果の判断が定性的にならざるを得ない。そこで問題になるのは、プロセスの論理性、結果の客観性である。

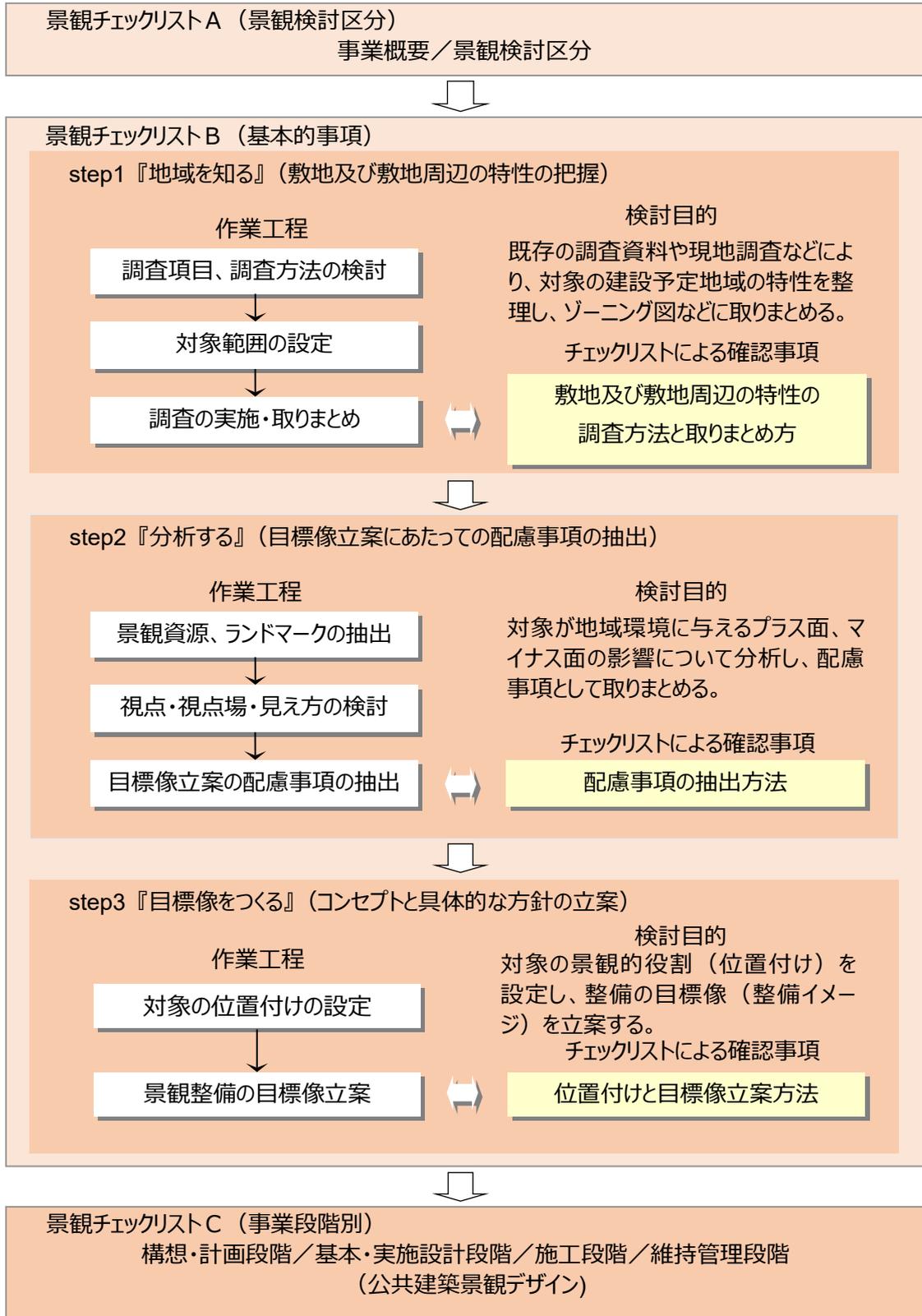
検討にあたっては、主観にたよるのではなく、問題点とその原因の因果関係を具体的に明らかにし、人間工学や過去の検討事例などに裏付けされたデータに基づき、検討が進められていることが望ましい。

③ 資料はわかりやすいか

対象の良好な景観形成には、地域の様々な主体と協働で、持続的な取り組みが必要不可欠である。したがって、景観検討のプロセスは、何よりも「わかりやすい」ことが重要で、資料なども、図表を活用したビジュアルな表現が望ましい。

(3) 基本的事項のフロー

基本的事項は、『地域を知る』、『分析する』、『目標像をつくる』の3ステップ（段階）で行う。



(4) 景観チェックリストB (基本的事項)

作成年月日：平成○年○月○日
 作成者連絡先
 ○○○○課
 担当者：○○○○、○○○○
 TEL：○○○—○○○—○○○○
 E-mail：○○○○○@pref.okinawa.lg.jp

下記に事業名を記載するとともに、景観チェックリストを提出する際には、景観検討区分チェックリスト及びその該当資料も提出すること。

事業名：

下表の項目について、その有無（結果）ではなく確認の仕方（プロセス）について記入する。なお、確認した結果、該当する内容がなかった場合でも、確認欄には◎もしくは○を記入し、頁欄には「—」を記入する。

あわせて、確認した内容がわかる該当部分の資料を提出するとともに、下表に該当するページ番号を記入する。また、確認体制がわかるページ番号と確認時期についても記入する。

◎ 地元市町村に確認済 ○ 事業担当課で確認済 × 未確認

チェック項目		頁	確認欄	確認体制 確認時期
step1 地域を知る	1) 土地利用	敷地及び敷地周辺の自然環境、社会環境などの現況を確認しているか		
	2) 地歴	敷地及び敷地周辺の歴史資産や歴史を示すものなど（現存しないものも含む）を確認しているか		
	3) 上位・関連計画	景観検討の制約条件となる上位計画を確認しているか		
		敷地及び敷地周辺の観光や街づくりなどに関する計画、活動状況を確認しているか		
		類似・参考事例を確認しているか		
	4) 関連事業	対象事業に隣接する関連事業の内容(目標像や整備内容など)及びスケジュールなどを確認しているか		
5) 法規制	対象の景観デザインに影響する法規制の内容と法的効果などを確認しているか			
	6) 敷地及び敷地周辺の特性のまとめ	敷地及び敷地周辺の景観的、機能的まとめや活動のパターンを確認しているか		

チェック項目		頁	確認欄	確認体制 確認時期
step2 分析する	7) 景観資源	敷地及び敷地周辺の沖縄らしさを感じさせる風景要素を確認しているか		
	8) ランドマーク	ランドマークを確認しているか		
	9) 視点場 (見る場所)	対象の代表的な視点場を確認しているか		
	10) 対象の見え方	代表的な視点場における対象自身の見え方の検討を行っているか		
		代表的な視点場における対象が既存の景観資源に与える影響の検討を行っているか		
	11) 使われ方及び 視点（利用者・見る人）	代表的な視点場の利用者の特性を想定して検討しているか		
12) 配慮事項のまとめ	景観的配慮事項の整理がされているか			
step3 目標像をつくる	13) 対象の位置付け	敷地及び敷地周辺の全体景観形成の中での調和のあり方を検討しているか		
	14) 目標像のまとめ	敷地及び敷地周辺の特性等を踏まえて、対象事業の景観形成の目標像を立案しているか。		

※ 構想・計画段階を実施しない事業については、設計段階の初期段階で確認すること

(5) 基本的事項の確認事項

公共建築事業において『確認必須事項』と『必要に応じて確認する事項（下線）』を以下に示す。なお、確認する資料の例を「例）」として記載しているが、あくまでも例示であるため、各事業の検討の中で確認すべき項目の情報が得られる資料を確認すること。

STEP 1 : 地域を知る（敷地及び敷地周辺の特性の把握）

1) 「土地利用」の確認事項

敷地及び敷地周辺の自然環境、社会環境などの現況を確認しているか

対象地域の土地利用（自然環境、社会環境）は、具体的な設計を進めていく前段階として、あるいは設計を深めていく際の配慮事項として最も基礎的で重要な内容である。

現地調査、資料収集、関係者へのヒアリングなどにより、計画地の土地利用に関する情報を十分収集し、読み込んだうえで、敷地利用の方向性や建物配置などの検討を進める。

主な確認事項と参考資料として次に示すものが考えられる。

- ① 対象地域の自然環境（気温、風雨などの気象条件、地形、水系の分布、地盤構造、地質・活断層位置とその活動歴、緑地の状況（樹林地、水辺緑地、都市公園、社寺境内・宅地内緑地、街路樹など）、動植物の生態など）

例) 地形図（1/500～1/25,000）、植生図（植生分布図）、地質図、生態系調査図など

- ② 対象周辺の社会環境（土地利用の規制状況、広域交通状況、敷地周辺の都市施設の分布状況[※]など）

現況と対象事業完了後とで対象周辺の社会環境が変わる場合は対象事業完了後の内容を確認すること。

例) 都市計画図、土地利用図、

例) 住宅地図（1/1,500～1/5,000）

例) 都市計画マスタープラン、航空写真、白図など

※都市施設

都市施設とは、一般的に、「都心的性格をもつ場所にある商業施設などを含む公的サービス機能をもつ施設」を示す。都市計画法では、都市計画決定により設置を決める次の施設を示す。

- ・ 道路等の交通施設、公園等の公共空地
- ・ 上下水道等の供給処理施設、河川等の水路
- ・ 学校等の教育文化施設、病院等の医療福祉施設、火葬場
- ・ 団地などの住宅施設、官公庁施設、流通業務団地など

- ③ その他（対象周辺の年間の祭事や街づくりなどに関する住民活動、環境整備に対する住民意識調査結果、過去の公共建築事業の環境アセスメントの結果など）

例) 市町村広報資料（パンフレット）、観光統計書、市政概要

2) 「地歴」の確認事項

敷地及び敷地周辺の歴史的資産や歴史を示すもの（現存しないものも含む）を確認しているか

現地調査、資料収集、関係者へのヒアリングなどにより、対象地域の「地歴」について調査を行う。主な確認事項と参考資料として次に示すものが考えられる。

- ① 建替えの場合は、引き継いでいくべき、今ある建物やオープンスペースの魅力など
 - ・ 特徴的なピロティ空間、余暇を過ごした中庭空間、樹木など
- ② 史跡、文化財、宿道などの地域の歴史的要素
 - ・ 敷地周辺における史跡、名勝、文化財、天然記念物等の分布
 - ・ 歴史的まちなみの景観要素
 - ・ 歴史的建造物、社寺仏閣、民家・商家のほか、近代建築等の文化財的意義のある建物の景観要素
 - ・ 歴史的な資源（湧水（カー）など）

例) 市町村広報資料（観光パンフレットなど）、やんばる国道物語（沖縄総合事務局北部国道事務所）、沖縄県歴史の道調査報告書Ⅴ－中頭方東海道－（沖縄県教育委員会）、郷土誌、市政概要など

- ③ 昔の自然地形、市街地や集落などの変遷過程、災害歴（地震、津波、台風など）、慣習
 - ・ 敷地周辺の発展の経緯など
 - ・ 敷地周辺の生活、慣習、伝統文化や時代潮流など

例) 古地図コレクション（国土地理院）、歴史的発展経緯古地図、航空写真（過去～現在）

- ④ 対象周辺の原風景など
 - ・ 心象風景地域を象徴する風景像、地名、施設（現存しないものを含む）など
- 例) 郷土誌、市政概要など

3) 「上位・関連計画」の確認事項

- i) 景観検討の制約条件となる上位計画を確認しているか
- ii) 敷地及び敷地周辺の観光や街づくりなどに関する計画、活動状況を確認しているか
- iii) 類似・参考事例を確認しているか

現地調査、資料収集、関係者へのヒアリングなどにより、対象地域における「上位・関連計画」について調査を行う。

また、計画・設計を進めていく際の参考となるような既存施設や類似施設の施設内容を十分に把握するとともに、計画・設計時の留意事項や運営体制の具体化に役立つ点を整理する。

類似・参考事例の収集は、施設規模、ゾーニング、配置計画、事業費等様々な面で参考となるが、「先例主義」とならないように注意する必要がある。あくまで、計画する施設の固有性やオリジナルな部分をつくりあげていくことを意識する姿勢が重要である。

主な参考資料として次に示すものが考えられる。

- i) 景観検討の制約条件となる上位計画
 - ① 都市計画マスタープラン（県、市町村）
 - 例）沖縄県の都市計画マスタープラン（広域、区域）
 - 例）那覇広域都市計画、中部広域都市計画
 - 例）名護、本部、宮古、石垣、南城都市計画（区域）
 - ② 景観計画、ガイドラインなど（景観行政団体）
 - 例）那覇市、沖縄市、浦添市、うるま市、読谷村、本部町、宜野座村、宮古島市、石垣市景観計画
 - 例）沖縄県景観形成ガイドライン
 - 例）建築協定、地区計画の内容
- ii) 敷地及び敷地周辺の観光や街づくりなどに関する計画、活動状況
 - 例）市町村が景観計画などで位置づけているシンボルロード、サイクリングロードの整備計画
 - 例）県、市町村の観光振興計画、観光モデルコースや観光地、観光施設のガイド資料
 - 例）観光に関する計画による位置づけはないが、実際に行われている観光
 - 例）景観ワークショップ、フォーラムなどによる景観街づくりの活動報告資料
 - 例）生態系保全等の対策計画資料（回避・低減・代償など）
- iii) 類似・参考事例
 - 例）計画・設計を進める際の参考となるような既存施設や類似施設の整備計画

4) 「関連事業」の確認事項

対象に隣接する関連事業の内容（目標像や整備内容など）及びスケジュールなどを確認しているか

隣接する事業と連携した整備にできるよう、また隣接する敷地の課題を解決することができる可能性もあることから、現地調査、資料収集、関係者へのヒアリングなどにより対象地域の以下の関連事業について調査を行う。

- ① 対象に隣接する国が行う事業
 - 例）沖縄総合事務局や環境省（那覇自然環境事務所など）
- ② 対象に隣接する県市町村関連事業
 - 例）他の部局が行う事業や施設について
- ③ 対象に隣接する民間事業
 - 例）対象地域における民間が実施する宅地、商業レクリエーション施設の開発計画資料など

隣接する敷地や周辺での公共事業などとの関係を意識しつつ、連携して景観形成を進めていけるよう、関連事業とのハードデザイン面での連携や、色彩や素材などの相互調整を行うような機会を設けるなどの工夫に努める。

5) 「法規制」の確認事項

対象の景観デザインに影響する法規制や条例の内容と法的効果などを確認しているか

資料収集、関係者へのヒアリングなどにより対象地域の法規制、関連条例について調査を行う。具体的な調査項目として、次に示す法規制の規制内容の確認が必要である。なお、以下で提示する、沖縄県内の法規制等は例示であるため、必ず確認すること。

また、景観検討区分を区分する際に調査した内容を活用しつつ、法規制等が改正・新規策定されていないかについても確認すること。

- ① 景観法・委任条例（景観条例）
 - 例) 景観形成条例（沖縄県景観計画）
 - 例) 都市景観条例（那覇市計画計画）
 - 例) 風景づくり条例、景観地区条例（石垣市景観計画）
 - 例) 景観まちづくり条例（浦添市景観計画）
 - 例) 景観条例（読谷村景観計画）
- ② 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
- ③ 都市計画法・委任条例
 - 例) 風致地区における建築等の規制に関する条例（沖縄県）
- ③ 自然公園法
- ④ 文化財保護法・委任条例
 - 例) 歴史的景観形成地区保存条例（竹富町）
 - 例) 歴史的景観保存条例（渡名喜村）
- ⑤ 都市緑地法・委任条例
 - 例) みどり条例（うるま市）
- ⑥ 世界遺産条約
- ⑦ 景観に関する条例
 - 例) 自然環境保全条例（沖縄県）
 - 例) 自然環境保全条例（石垣市）
 - 例) 自然環境保全条例（宮古島市）
 - 例) 歴史文化遺産の環境確保に関する条例（今帰仁村）
 - 例) 自然環境保全条例（恩納村）
 - 例) 自然保護に関する条例（伊江村）
 - 例) 座喜味城跡の環境保全に関する条例（読谷村）
 - 例) 全村植物公苑づくり条例（北中城村）
 - 例) 自然環境の確保に関する条例（中城村）
 - 例) 自然環境保護条例（竹富町）
 - 例) 自然保護条例（与那国町）

6) 「敷地及び敷地周辺の特性のまとめ方」の確認事項

敷地及び敷地周辺の景観的、機能的まとめりや活動のパターンを確認しているか

調査結果の視覚化

調査結果から推定される敷地及び敷地周辺の骨格構造（対象地の物理的環境と活動のパターン）を略図的に取りまとめる。

調査データは、統一スケールの地形図などに項目ごとに分布状況や概要を記載し、結果を視覚的に把握しやすいものとする。なお、1枚に統合することが望ましいが、情報量が多い場合などは複数枚に分かれても良い。

ゾーニング図の作成

土地利用や地域資源の分布状況などから、成立要因や規制などの観点から類似するエリアをゾーン区分（分節化）し、さらには、それらのゾーン間の人々の移動、活動の関係を示す。

**※ 6つの環境タイプの分類**

沖縄県公共建築物景観形成マニュアルでは、公共建築物の景観形成の手法として、建設予定地とその周辺地域を『市街地・街並み』、『郊外』、『集落』、『山地・丘陵』、『海岸』、『歴史』の6タイプに分類し、建築物の景観形成の方向性を規定している。

環境タイプの分類要因として、土地利用と地形上の特性や建築規制・誘導の観点、重要な景観資源への対処の観点等がある。

『敷地及び敷地周辺の特性のまとめ』にあたっては、この6つの環境タイプに留意し、対象地のゾーニングを行うことが望ましい。

地域の特徴からみた環境タイプの分類



出典：* 2

市街地・まちなみ

地域の中心市街地で用途地域内にあり、建築物が密集する地域及び新たな地区計画を策定した地域など



出典：* 2

郊外

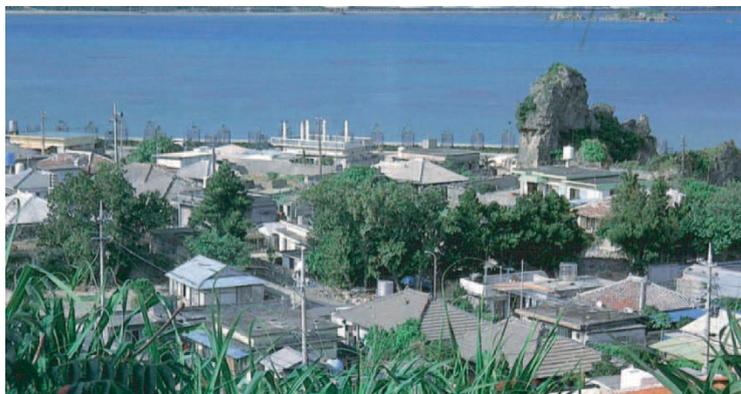
主に「市街地・まちなみタイプ」の周辺地域が該当するが、「集落タイプ」など、その他のタイプに近接する地区が該当する場合もある。（主として用途地域以外の地域）



出典：* 2

集落

集落内、隣接地区あるいは周辺地区など、集落の暮らしとつながりの深い地域、家屋や屋敷林、集落道路や畑などで構成される農村集落の田園風景と密接に関係する地域



出典：* 2

山地・丘陵

山並みの地形や緑等による自然の景観を色濃く残している地域



出典：* 2

海岸

海岸に面した地域



出典：* 2

歴史

歴史的・伝統的建築物を中心とした町並みを形成している地域

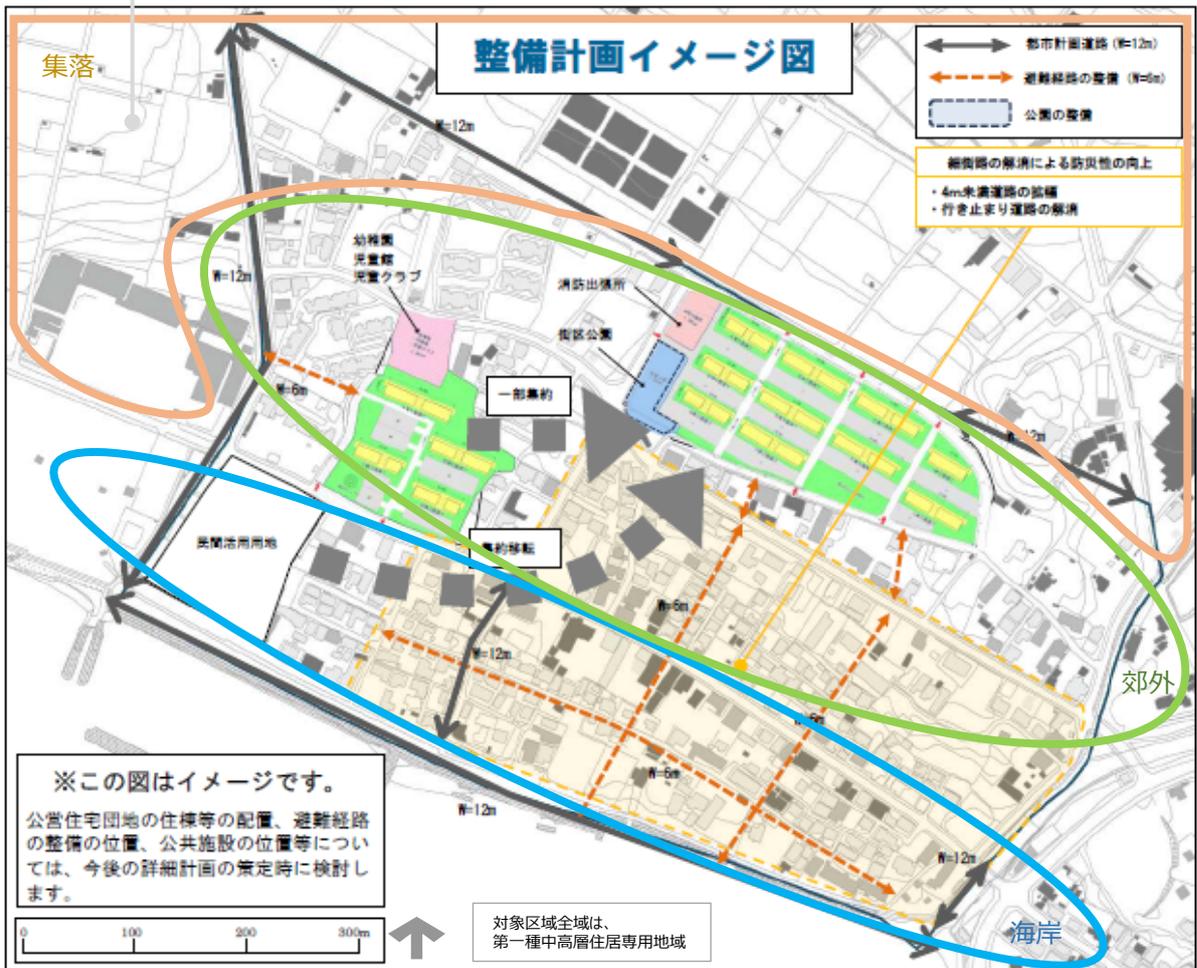


出典：* 2

参考事例：県営新川団地の場合（STEP1 のまとめ）

県営新川団地のとりまとめイメージ事例を以下に示す。

- ・図面の範囲については、少し遠い位置にある視点場が入るような範囲とする
- ・「土地利用」については、対象地域の自然環境や年間催事などについて記載が必要
- ・「地歴」についての記載が必要
- ・「上位関連計画」については、都市計画マスタープランや景観計画、観光に関する計画などによる位置づけについても記載が必要
- ・「関連事業」については、市営団地事業があることもわかるように記載することが必要



敷地及び敷地周辺の特性のまとめイメージ事例

出典：* 3

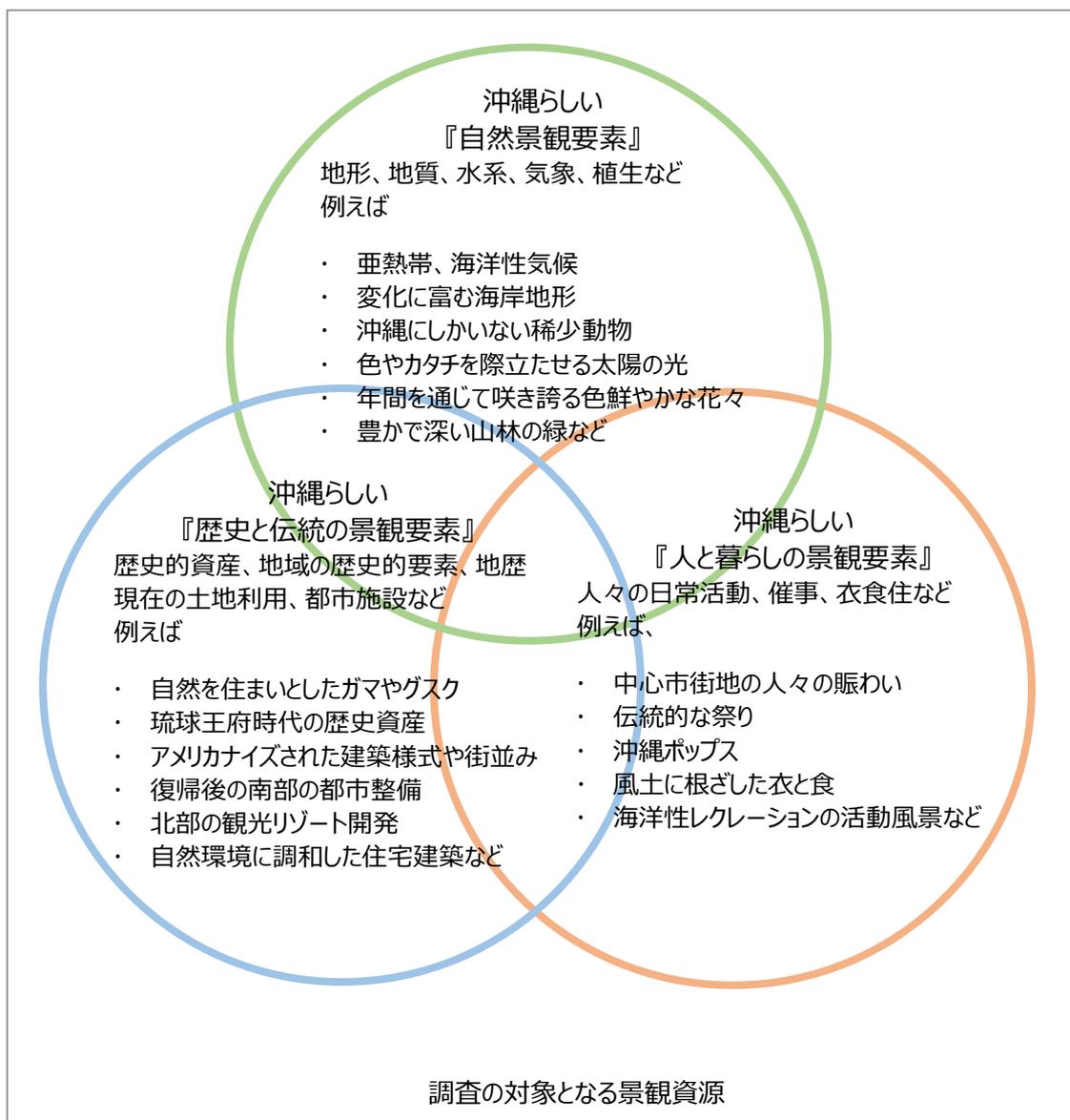
STEP 2 : 分析する（目標像立案にあたっての配慮事項の抽出）

7) 「景観資源」の確認事項

敷地及び敷地周辺の沖縄らしさを感じさせる景観要素を確認しているか

ここで言う景観資源とは、環境アセスメントなどで定めている定義^{*}よりも広義に捉え、沖縄の地域イメージを形成するもの全てを含むものとする。具体的には、下図に示す。

なお、景観資源は、「“美ら島沖縄”風景づくり計画（沖縄県 平成 23 年 1 月）」にも提示されているため、活用すること。また、沖縄の歴史的な内容について確認したい場合は、「美ら島沖縄”風景づくりのためのガイドライン（沖縄総合事務局 平成 19 年 1 月）」も活用すること。景観資源の例は、「3. 3 景観資源マップ」に整理しているため活用すること。



※環境アセスメントの対象となる景観資源の定義

環境アセスメントでは、景観資源を「景観として認識される自然的構成要素として位置づけられるもの」とし、次の①から⑥に該当する項目が条件とされている。

- ① 「文化財保護法」、条例で指定された自然的構成要素と一体をなす名勝
- ② 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）で登録されている文化遺産及び自然遺産
- ③ 「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」（環境庁）で選定されている景観資源
- ④ 地方公共団体の条例で指定されている自然景観資源、市町村要覧・観光関連資源
- ⑤ 地方公共団体により選定された景観 100 選などで記載されている自然景観資源
- ⑥ 「文化財保護法」で選定された重要文化財的景観を構成する自然景観資源

沖縄県の対応施設（例）

- ① 文科大臣が文化財保護法で指定した沖縄県内の特別名勝、名勝

国指定の特別名勝

識名園（那覇市）※

国指定の名勝

伊江御殿別邸庭園（那覇市）

伊江殿内庭園那覇市）

石垣氏庭園（石垣市）

川平湾及び於茂登岳（石垣市）

下地島の通り池（宮古島市）

首里城書院・鎖之間庭園（那覇市）

東平安名崎（宮古島市）

八重干瀬（宮古島市）

宮良殿内庭園（石垣市）

喜屋武海岸及び荒崎海岸（糸満市）

- ② 沖縄県内の世界遺産（登録遺産名 琉球王国のグスク及び関連遺産群）

識名園（那覇市）

首里城跡（那覇市）

園比屋武御嶽右門（那覇市）

玉陵（那覇市）

勝連城跡（うるま市）

斎場御嶽（南城市）

今帰仁城跡（国頭郡今帰仁村）座喜

見城跡（中頭郡読谷村）

中城城跡（中頭郡北中城村）

※文化財保護法では、名勝指定と特別名勝指定の2つの指定がある。識名園は、名勝、特別名勝の両方の指定を受けており、沖縄県の特別名勝は識名園のみである。

⑤ 日本の 100 選に指定されている沖縄県の資源 (例)

- | | |
|---|---------------------------|
| 都市景観 100 選
(国土交通省 1991 年選定) | ・ 首里城周辺地区 (那覇市) |
| 森林浴の森 100 選
(林野庁 1986 年選定) | ・ 西表自然休養林 (竹富町西表島) |
| 残したい日本の音風景 100 選
(環境省 1996 年選定) | ・ 少年自然の家の森 (うるま市) |
| 農村景観百選
(農林水産省 1991 年選定) | ・ 後良川周辺の亜熱帯林の生き物 (竹富町西表島) |
| 日本の道 100 選
(国土交通省 1986~1987 年選定) | ・ エイサー (うるま市) |
| 日本の渚百選
(国土交通省 1996 年選定) | ・ 大富 (竹富町西表島) |
| 日本の滝百選
(環境省 1990 年選定) | ・ 我喜屋 (伊平屋島) |
| さくら名所 100 選
(日本さくらの会 1990 年選定) | ・ 竹富 (竹富町竹富島) |
| 日本の都市公園 100 選
(日本公園緑地協会 1989 年選定) | ・ 金城 2 号石畳道 (那覇市) |
| 日本の棚田百選
(農林水産省 1999 年選定) | ・ 県道黒島港線 (黒島) |
| 日本 100 名城
(日本城郭協会 2006 年選定) | ・ イーフ (久米島) |
| 新日本夜景 100 選
(新日本三大夜景・夜景 100 選事務局 2004 年選定) | ・ 二見ヶ浦海岸 (伊是名島) |
| かおり風景 100 選
(環境省 2001 年選定) | ・ 佐和田の浜 (伊良部島) |
| 21 世紀に残したい日本の自然 100 選
(森林文化協会 1983 年選定) | ・ マリュドゥの滝 (竹富町西表島) |
| 快水浴場百選
(環境省 2006 年選定) | ・ 名護城公園 (名護市) |
| 遊歩百選
(読売新聞社 2002 年選定) | ・ 国营沖縄記念公園 (本部町) |
| 日本の秘境 100 選
(JTB 1989 年選定) | ・ 東平安名崎公園 (宮古島) |
| | ・ 該当無し |
| | ・ 今帰仁城跡 (今帰仁村) |
| | ・ 中城城跡 (北中城村) |
| | ・ 首里城 (那覇市) |
| | ・ 浦添大公園 (浦添市) |
| | ・ 竹富島の海と花のかおり (竹富町竹富島) |
| | ・ 八重岳 (本部町) |
| | ・ 西表島 (竹富町西表島) |
| | ・ 川平湾 (石垣市石垣島) |
| | ・ エメラルドビーチ (本部町) |
| | ・ 万座ビーチ (恩納村) |
| | ・ リザンシービーチ (恩納村) |
| | ・ サンマリーナビーチ (恩納村) |
| | ・ ムーンビーチ (恩納村) |
| | ・ ルネッサンスビーチ (恩納村) |
| | ・ グスクロード (南城市) |
| | ・ バンナ公園 (石垣市) |
| | ・ 与那国島 (与那国町) |
| | ・ 西表島 (竹富町西表島) |
| | ・ 石垣島・竹富島のサンゴ礁 (石垣市・竹富町) |

8) 「ランドマーク」の確認事項

ランドマークを確認しているか

本書におけるランドマークは、沖縄らしさ感じさせる『景観資源』のうち、「背景との対照において物理的に目立つ特徴を持つ施設又は自然物」（単独だけでなく、関係性を持った「群」として存在している場合も含む）とする。具体的には、次のものが考えられる。

ランドマークは、視線を集めやすいことから、積極的に保全、活用することにより、場の景観の個性化や空間のわかりやすさの向上を図ることができる。

- ① 近景域（～500m）のランドマーク
 - ・ 特徴のある建築物、樹木・並木、モニュメント、ストリートファニチュア、看板など
- ② 中景域（500m～1,500m）のランドマーク
 - ・ 延長の長い建築物、土木構造物（施設群も含む）など
- ③ 遠景域（1,500m 以上）のランドマーク
 - ・ 地形、高さのある建築物、土木構造物など

近景域（敷地レベル）

視距離 ～500m（対象物の識別限界）

- ・ 人の顔（～25m）、動作（～150m）が知覚できる
- ・ 樹木単体の特徴（樹冠・葉・幹・枝ぶり等）が知覚できる
- ・ 花壇の植物が知覚できる
- ・ 建築物は個々として知覚できる（～50m）、建築として印象に残る（～150m）
- ・ 対象物の色がそのまま知覚できる（遠ざかると青みがかかる）
- ・ コンクリートやモルタルのテクスチャ、タイルのパターンが知覚できる（～100m）
- ・ サッシュや手すりが見える（～350m）

ランドマークの例

○ 特徴のある樹木・並木



トックリキワタの並木
（那覇市）出典：* 6



ひんぷんがジマル
（名護市）出典：* 7

○ モニュメント



路線サインのモニュメント
（沖縄市）出典：* 6

○ 印象に残る建築物



コザ・ゲート通りの街並み
（沖縄市）出典：* 6



アメリカンビレッジ
（北谷町）出典：* 6

中景域

視距離 500m～1,500m

対象物の識別限界

- ・ 人の存在が知覚できる
- ・ 樹木は群（樹木のテクスチャや山肌）として知覚できる
- ・ 建築物はスカイラインや群として知覚できる
- ・ パラペットや笠木が知覚できる

ランドマークの例

- 群や延長の長い建築物・土木構造物



首里城守礼門・首里城正殿（那覇市）
出典：* 9



瀬底大橋（本部町）
出典：* 10

遠景域（広域レベル）

視距離 1,500m～

対象物の識別限界

人の存在は知覚できない

樹木は地形的なまとまりとして知覚できる

建築物は地域的なまとまり（都市景観）として知覚できる

窓の存在が知覚できる

色の彩度による違いよりも、明度差が重要になる

ランドマークの例



中城公園丘陵地（中城村）
出典：* 6

- 高さのある建築物・土木構造物



とよみ大橋（豊見城市）
出典：* 6

9) 「視点場（見る場所）」の確認事項

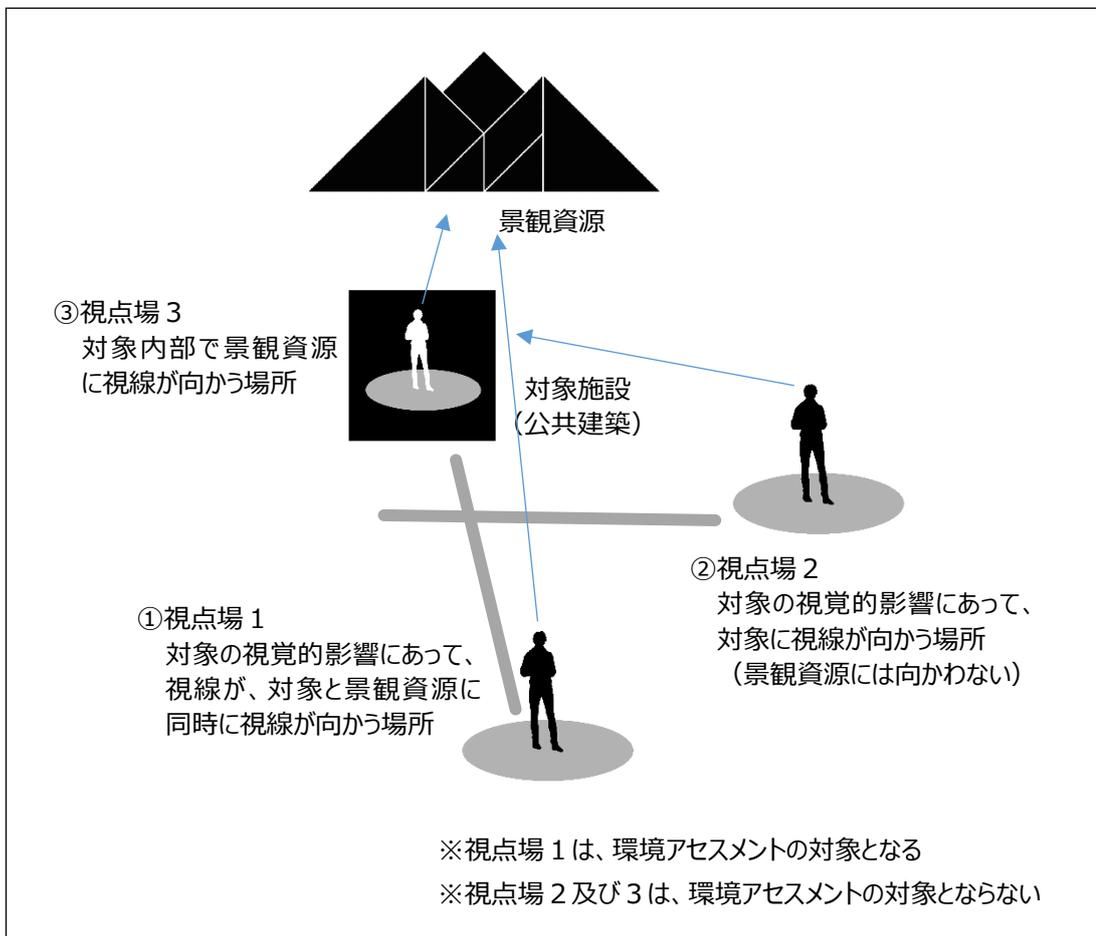
対象の代表的な視点場を確認しているか

視点場

視点場とは、対象の眺めを得ることができる視点が存在する場のことで、対象が見え（＝可視でき）、その場所にアクセスができることが基本条件となる。視点場を確認して分析することにより、対象施設の外部景観としての配慮事項、対象施設の内部景観としての配慮事項を抽出する。

対象の視点場の基本パターンは次の3つのタイプが存在する。

- ① 対象の視覚的影響にあつて、視線が、対象と景観資源に同時に視線が向かう場所
（視点場 1 対象の外部景観の視点場）
- ② 対象の視覚的影響にあつて、対象に視線が向かう場所
（視点場 2 対象の外部景観の視点場）
- ③ 対象内部で景観資源に視線が向かう場所
（視点場 3 対象の内部部景観の視点場）



視点場の概念図

代表的な視点場

代表的な視点場とは、視点場の基本パターン中で、日常生活や観光を目的に多くの利用者が見込まれ、距離や位置のその他の要因によって、対象の印象深い眺めが確保できる場所を示す。具体的には、対象に対する以下の視覚的な特性を持った場所が候補となる。

代表的な視点場の条件

- ① 対象の近傍の場所
- ② 対象の見かけ上の大きさやカタチを把握する上で有利な場所
- ③ 水面や緑を介して対象に面した場所
- ④ 標高の高く対象を含む周辺が俯瞰できる場所
- ⑤ 周辺の道路や水路（河川、運河など）において視軸が対象に向かう場所（対象に対する見通しが開ける場所）

以降、上記①～⑤の代表的な視点場について、それぞれ具体的に解説する。

代表的な視点場の事例

① 対象の近傍の場所 ⇒ 主に対象の近景域（～500m 程度）の範囲の場所

視距離と見え方

視距離とは、視点から対象までの距離を言い、対象の見え方を左右する重要な要因の一つである。対象の見え方によって、景観を近景、中景、遠景に分けることが行われている。これらの視距離は、相対的なものであり、対象のスケールによってその数値は異なるが、既に、定説化している「人間や樹木を標準対象とした視距離の分割法」などを参考に、対象の見え方を推定する方法が考えられる。

近景域

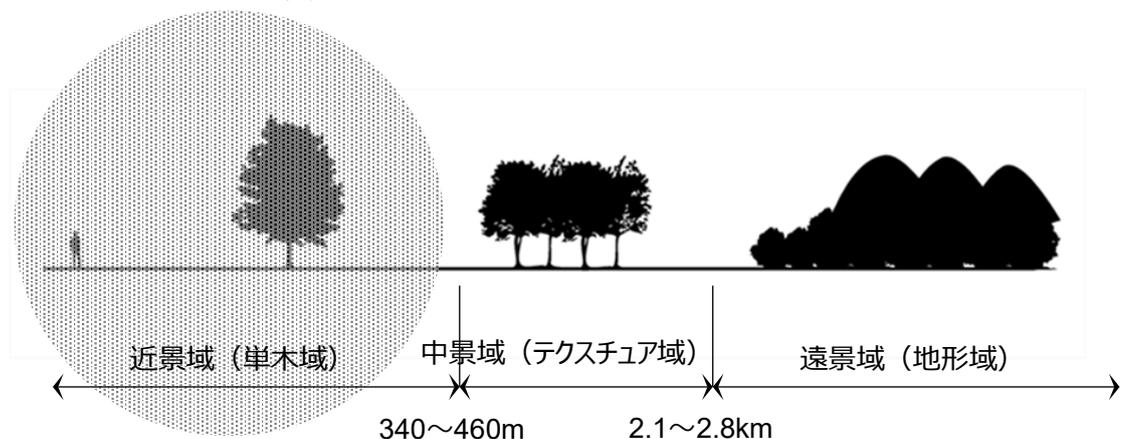
- ・ 樹木 1 本 1 本の葉、幹、枝振りなどの樹木の特徴がわかる領域であり、視点から 340m～460m までである。

中景域

- ・ 樹冠 6m ないし 8m の樹群のテクスチャが認知しやすい視角 1° ～ 10° により定められ、近景域の 340m～460m から 2.1km～2.8km の範囲となる。
- ・ この領域においては、個々の樹木が景観のテクスチャの単位となり、樹木 1 本 1 本のディテールはとらえることができない。

遠景域

- ・ 中景域以遠の距離を指し、1 本 1 本の樹木のテクスチャはもはやとらえられず、大きな植生分布の変化がわかる程度となり、稜線などの地形のアウトラインが際立つようになる。



樹木を対象とした近・中・遠景域

② 対象の見かけ上の大きさやカタチを把握する上で有利な場所

対象の見え方（見えの大きさ、見えの形、見えの範囲など）の確認事項として次の指標が考えられる。

対象の見え方の指標

- | | |
|--------------------|---------|
| ① 対象の「見えの大きさ」に係る指標 | 視距離、見込角 |
| ② 対象の「見えの形」に係る指標 | 視線入射角 |
| ③ 対象の見えの量（範囲）に係る指標 | 仰角、俯角 |



見せたい場所（伊江島）をあらかじめ検討している事例
国営沖縄記念公園（海洋博公園）の園路（伊江村）出典：* 6



見せたい場所（棚田）をあらかじめ検討している事例
出典：* 6

③ 水面や緑を介して対象に面した場所 ⇒ 自然と一体となった絵画的な景観

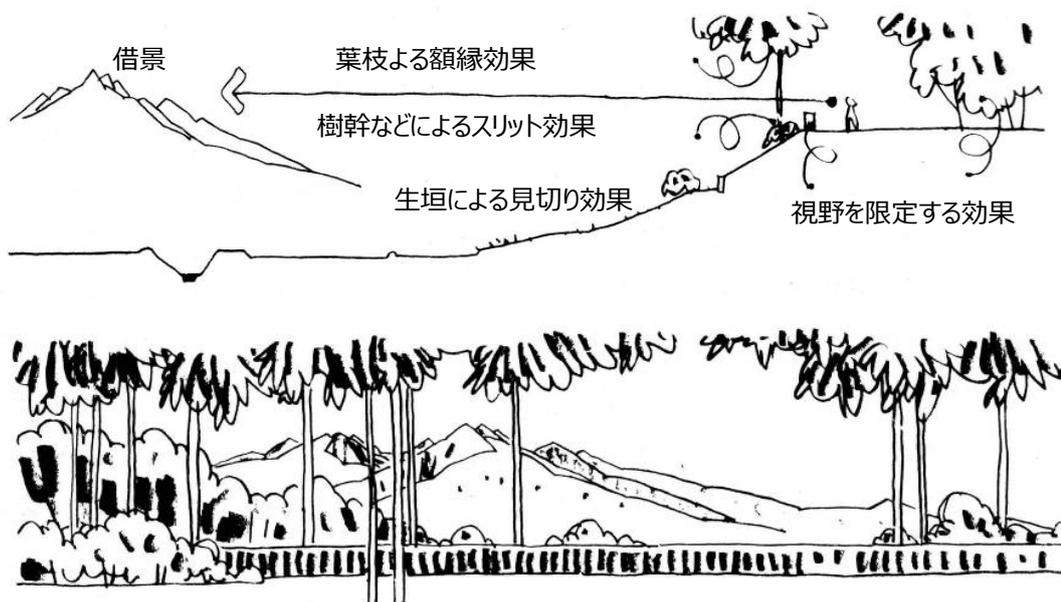
水面や緑を介して対象に面した場所は、自然景観と一体的に対象を眺めることより、絵画的な景観が得られる。また、水面による対象に対する適度な「引き」の確保や映り込み、緑による阻害要因の遮蔽や視線誘導効果などの演出効果が期待できる。



龍潭を介して眺める首里城の景観
(那覇市) 出典：* 1 1

植栽などにより景観資源の効果的な演出が期待できる場所

植栽には、景観の演出に大きな効果を発揮する。植栽による景観の演出は、景観形成、景観強調、景観調和、遮蔽にわたる。以下、植栽による景観資源の演出効果の代表的な事例を示す。

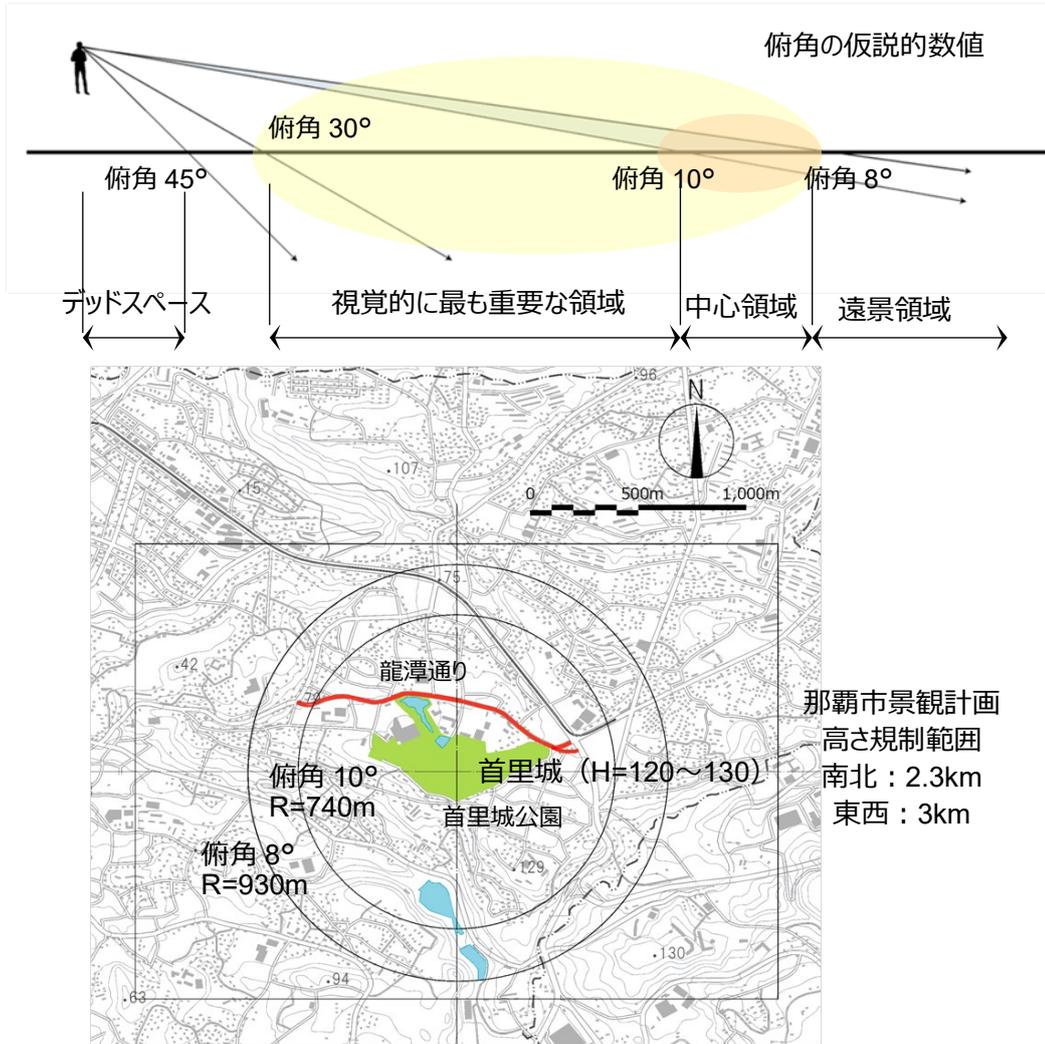


植栽による額縁、見切り効果 (景観形成)

出典：* 1 2

④ 標高の高く対象を含む周辺が見渡せる場所⇒ 俯角 8°~10°に視線が集中

俯角は、湖沼や港湾などの展望台などから俯瞰景で眺めることの多い景観の分析指標として用いられ、対象が水面のように平面的な場合には、俯角 10°近傍が見やすい領域であることが確認されている。また、俯角 8°~10°にもっとも視線が集中することが明らかにされており、この領域は視線の集中領域（中心領域）と呼ばれている。



那覇市景観計画における高さ規制範囲

那覇市は、首里城からの眺望を保全する趣旨で、首里城を中心にして南北約 2.3 キロ（首里崎山町—首里末吉町）東西約 3 キロ（首里鳥堀町—松川）の約 300 ヘクタールで、建築物の高さを 5 階建て相当の 15 メートル以下と定めるなどした景観計画を策定した。



函館山からの夜景
(函館市) 出典：* 1 3



俯角 10°のライン
(函館市) 出典：* 1 4

俯角 10° の風景例

函館山の山頂から函館港と函館の整然とした街並みを望む景観は、日本の風景を代表する一つである。函館山山頂から市街への地形は、かなりの急勾配で落ち込んでいるため、俯角の大きい領域が開放され、俯角 10°の線は、港と市街地を抱え込んでいる。そのため、「眼下に広がる」といった形容が相応しい夜景が得られる。